

公募型プロポーザル方式による受託者公募に関する公告

公募型プロポーザル方式に基づく茨城地酒振興事業 日本酒若手蔵元活性化プロジェクトにかかる成果発表会運営委託業務について、次のとおり公告する。

参加を希望する者は、下記により関係書類を作成の上、提出されたい。

令和5年1月20日

茨城県知事 大井川 和彦

1 業務内容等

(1) 業務名

茨城地酒振興事業

日本酒若手蔵元活性化プロジェクトにかかる成果発表会運営委託業務

(2) 業務の内容

茨城県が令和5年2月末に補助事業終了を予定している「日本酒若手蔵元活性化プロジェクト」の成果を公表する発表会について、より多くの人々の興味関心を引くような話題性を高めることを目的とした円滑な企画、準備及び運営

(3) 履行期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

2 参加者の資格に関する事項

当該プロポーザルに参加しようとする者は、以下のすべての要件を満たすこと。

- (1) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要領（平成8年茨城県告示第254号）に基づく茨城県物品調達等競争入札参加資格者名簿において、大分類「広告・出版・催物」に登録されている者であること。
- (2) 茨城物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県への入札への参加の制限を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。

(7) 過去に同種・類似の業務を実施した実績を有する者であること。

3 審査方法及び評価項目

(1) 審査方法及び結果の通知

提出された企画提案書は、担当部局内に設置した審査委員会において、下記(2)の評価基準により審査する。採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査は非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

(2) 企画提案を特定するための評価項目

実施方針及び手法	①事業目的の理解度
	②提案内容の本事業成果の話題性向上への寄与度
	③費用見積額の妥当性
	④提案内容の実現性
	⑤提案内容の先進性・モデル性
	⑥事業実施スケジュールの妥当性
業務の実施体制	⑦要員配置等の適切性
	⑧配置予定者の専門性・実績
会社・団体の業務実績	⑨同種又は類似事業の実績

4 手続き等に関する事項

(1) 担当部局

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 地域産業振興室

電話：029-301-3585 FAX：029-301-3599

(2) 公募に関する説明書の交付

ア 公募期間

令和5年1月20日(金)から令和5年1月31日(火)までの午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 交付場所 上記(1)に同じ。

ウ 交付方法

イにおいて直接交付する。又は、茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課のホームページからダウンロードすることができる。

(URL <https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/shokorodo/sangi/index.html>)

なお、直接交付を希望する場合は、上記(1)の担当部局あて事前に連絡を行うこと。

(3) 企画提案書等の提出期限等

ア 提出期限 令和5年1月31日(火)まで(期限必着)

イ 提出先 上記(1)の担当部局に同じ

- ウ 提出方法 持参又は郵送（配達記録が残るものとする）に限る。
- エ 留意事項 企画提案書等の受付時間は午前9時から午後5時まで（茨城県の休日を守る条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条に規定する県の休日及び正午から午後1時までを除く。）。郵送の場合には、令和5年1月31日（火）までに到着したものを有効とする。

5 その他

- (1) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 契約書作成の要否：要
- (3) 提出された企画提案書については、後日ヒアリングを行うことがある。
- (4) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。なお、提出された書類等は返却しない。
- (5) プロポーザルの審査の内容に関しては、一切公表しない。
- (6) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、企画提案書等を無効とするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (7) 企画提案書の審査は、提出された内容に基づいて行うが、採用決定後、企画提案内容をそのまま委託するとは限らない。また、委託金額については、採用決定後、見積書を徴取し、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で決定する。
- (8) その他の詳細については説明書による。